

無形の文化財としての芸能の保存・継承に係る保護制度の運用に関する一考察

政策研究大学院大学 角 美弥子

世界無形遺産条約を契機として、無形の文化遺産・文化財に対する関心が高まっているのは周知のとおりである。しかしながら、それらに対してどのような措置を施すかについては諸説紛々であることもまた事実である。

そこで今回は無形の文化財はできうる限り保存・継承すべきものであり、成り行きに任せて消滅させてよいものではないという立場に立脚し、その保存・継承の方法のひとつとして記録保存を取り上げ、有効な記録の手法、またその活用方法を探る。

無形の文化財の記録の種類としては、文書記録、画像記録、映像記録等がある。またその記録すべき内容は、無形の文化財本体と、周辺領域の有形無形の文化財の記録があると考えられる。その中で本体の記録としては、主に映像記録が有用であると考えられるが、それはただ漫然と撮影された記録ではなく、保存・継承等の目的を定めた上で、その目的に即したポイントを抑えた記録が必要であり、そのための手法を確立する必要がある。ある目的に対する記録に一定の手法を提供することは、無形の文化財のより確実な保存に近づくものと考えうる。特に、万一継承が途切れた場合には、それをできる限り往時の状態に近づけて復元・再現することが可能な記録が必要だと考えられる。継承の途絶えたもの、つまり教授する者が存在しない芸能を復元することは、独学で学ぶことと同等とみなし、この場合には教習用の記録が有用ではないかと推測できる。今回はさまざまな記録の中でも「復元・再現」を目的とした記録に着目し、そのための教習用の記録（文書、画像、映像を含む）をどのような視点及び方法で録るべきか、事例を挙げながら考察した上で、ひとつの案としての手法をまとめて提供したいと考える。

【キーワード】：無形文化財、芸能、衰亡の危機、記録保存、継承